

## 令和2年度第1回伊勢原市人権施策推進委員会 議事概要

〔事務局〕 人権・広聴相談課

〔開催日時〕 令和2年12月8日（火曜日）午前10時00分～午前11時50分

〔開催場所〕 伊勢原市役所2C会議室

### 〔出席者〕

（委員） 押久保委員、杉山委員、井田委員、太田委員、藤原委員、三武委員、  
福田委員、和田委員、成田委員、西尾委員

（事務局） 市長、市民生活部長、人権・広聴相談課長ほか職員2名

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 0人

### 《審議の経過》

#### 1 開会

#### 2 委員長及び副委員長選出

次のとおり選出された。

委員長：押久保委員

副委員長：井出委員

#### 3 伊勢原市人権施策推進委員会について

人権施策推進委員会の位置づけについて、説明した。

#### 4 議題

##### （1）性的少数者の人権に関わる市の取組状況等およびWebアンケート結果について

市の取組状況およびWebアンケート結果の概要について、次のとおり論点を設定しながら説明した。

①パートナーシップ制度について

②今後の施策展開について

#### 5 報告事項

##### （1）コロナ禍における人権啓発活動及び職員人権研修について

今後、オンラインでの事業展開を予定していることを報告した。

※主な意見・質疑の内容は別紙のとおり

以上

## 3 伊勢原市人権施策推進委員会について

## 【質疑応答】

No.	質問	回答
1	人権施策推進会議(市内人権施策推進組織)の今後の開催予定は	年度内に1回開催することを予定している。
2	人権施策推進委員会の今後の開催予定は	今回の議論を踏まえて、人権施策推進会議(市内人権施策推進組織)を令和3年2月以降に開催予定である。人権施策推進委員会はその後の開催になるので、次回は令和3年度以降になる見込みである。

## 4 議題

## (1)性的少数者の人権に関わる市の取組状況等およびWebアンケート結果について

## ①パートナーシップ制度について

## 【主な意見】

<p>● アンケート結果の問5を参照すると、パートナーシップの関係にあることの証明書の交付や宣誓の取組について、「異性カップルも含めて対象にする必要があると思う」と回答した割合が性的マイノリティ当事者の方が高い。</p> <p>結婚の際に夫婦別姓を認めず、同姓にすることを義務付けている民法の規定が憲法に違反するかどうか争われた2015年の訴訟は、合憲判決が出されている。どちらかの姓を変えないと、法的結婚はできないことになっている。そうすると、どちらも姓を変えたくないから事実婚の状態、という人たちもいる。法的結婚ができない、ということでは性的マイノリティの人たちと共通するところがある。</p> <p>性的マイノリティの人たちは、そうした結婚における法的障害を理解しているからこそ、「必要があると思う」と回答した割合が高いのではないか。</p>
<p>● 性的マイノリティのパートナーは、相続や扶養などの制度の対象とならない、というのは戸籍制度に問題があると思う。現在の戸籍法では、「男が戸主の役割」という考え方が抜けていないのではないか。戸主は本来、どちらでもよいはずである。男尊女卑的な考え方では、性的マイノリティの人権に関わる問題も、なかなか解決できないのではないか。戸籍法にも問題はあると感じている。</p> <p>パートナーシップ制度を伊勢原市で導入するのでもいいが、市営住宅への入居ができるようになる、ということくらいではその恩恵は限定的だと思う。パートナーのどちらかが亡くなったときに、相続を誰にするかといった場合には、遺言書を残すしかない。急に亡くなられたときは遺言書はないので、そのときには性的マイノリティのパートナーには、財産は全く相続されない。戸籍法も含めて、こうした相続の問題なども含めて考えていかないと、本当の意味で人権を守ることにはならないのではないか。パートナーシップ制度を導入していくのであれば、そうした法制度の整備を国に働きかけていくことも必要だと思う。</p>
<p>● 性的マイノリティのカップルにとっては、結婚が法的に認めてほしいという要望があると思うが、憲法24条に「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」と明記されている。これは、「男女の場合は他の親族などの同意は不要」ということを言っているだけであり、同性カップルの場合については、憲法は何も言っていないのだから、認めても違憲ではない、という新しい説を唱える学者もいる。ただし、それはまだ多数説ではない。</p>
<p>● 基礎自治体レベルで相続等について効力を及ぼしていくのは非常に難しいと思うが、市営住宅への入居だけでも認められれば、それはプラスだと思う。「公に認められた」ということだけではなく、自治体としてそうした具体的な効力を可能な限りつけていくのが妥当ではないか。</p>

【質疑応答】

No.	質問	回答
1	性的マイノリティのパートナーに関する相続や社会保障の問題について、市の条例で規定していくことはできないのか。	現状ではそこまでは難しいと考えている。
2	パートナーシップ制度は、自治体が独自に作るものなのか。それとも、国が示すひな形のようなものがある、それを参考にして作るものなのか。	国としてはまだ同性婚を認めていないが、そうした中でも渋谷区や世田谷区をはじめとして、制度を作る自治体が増えてきている。法令に基づいて国から義務付けられているものではなく、自治体が独自に実施している。

②今後の施策展開について

【主な意見】

<p>● アウティングに関しては、情報プライバシー（自分にとって人に知られたくないことを公開されない権利）に関する問題である。まだまだ性的マイノリティに対する理解は進んでいないと思われる。こうした情報を本人の同意なしに公開するというのがどういう結果をもたらすか、ということの啓発活動は非常に重要だと思う。</p>
<p>● アンケートの自由意見で、「LGBTを受け入れ難いという人もいらっしゃるの、このアンケートなどが、その人たちへのバッシングに繋がらないことを願う。」というものがあつたが、この視点は重要である。かつて、戦時中に戦争に協力しない人は非国民と言われて非難されたのと同様の行動パターンとして、「自粛警察」ということで、コロナについてしっかりと対策しない人が非難にさらされる例が報道された。対象は違うが、日本人の行動パターンは変わっていないのではないかと、という意見もある。ただ、「非国民」は正面からの強い非難だが、「自粛警察」は皮肉の言葉になっているのは救いだと思う。</p>
<p>● 性的マイノリティについては価値観が激変した典型例だと思う。かつてヨーロッパでは、同性愛は犯罪のように扱われていたが、今では逆に、同性愛に対して否定的な発言すれば、「差別主義者」といったように厳しい非難にさらされる。こうした急激な価値観の変化についていけない人も少なからずいる、と自覚しておくことは重要である。</p>
<p>● 「性的少数者の権利を認めなければいけない」と理性ではわかっているが感情ではついていけないところがあつたが、性的マイノリティの当事者と直接接することで、変化があつた。性的マイノリティであることは生まれつきであつて、自分の努力で変えられるものではないということを理解でき、感情の面でも変化があつた。実際実施するのは大変だとは思ふが、性的マイノリティの当事者と非当事者が接する場を設けることは、意識を変えるという点では非常に効果的ではないかと思う。</p>
<p>● オリンピックにおいても、性的マイノリティの協議参加について、議論されているようだ。スポーツ競技のように、男女ではっきり分かれている分野ほど、この問題に直面しているように思う。市として出来ることはやる、というスタンスでよいと思うが、世界全体でこの問題にどう対応するかを考えていく必要があると思う。</p>
<p>● スポーツのように男女で競技力に差がある場合は、やはりどちらかに入らないと難しいと思うが、その必要がない場合は「男と女をはっきり決めてなくてもいい」としていくのが妥当ではないか。ドイツでは、「男か女かどちらか書かないといけない」という法制度は憲法違反とされた判例がある。日本ではまだそこまでいっていない。トランスジェンダーで、男か女か自分でもわからないという人もいるので、そうした措置は進めていくべきだと思う。</p>

【質疑応答】

No.	質問	回答
1	みんなのトイレ、というのはどのようなものか。	障がい者、高齢者をはじめとして誰でも使いやすいトイレとして整備しており、性別に関わらず利用可能である。
2	市内で、性的マイノリティの人権に関して何か問題が生じているか。	今のところは、市に対して陳情要望のような形で声はあがってきてはいない。一方で、性的マイノリティの人の割合は約 8.9%という調査結果もあり、様々な困難に直面していると思われるため、対応が必要と考えている。
3	市内の性的マイノリティの人数は把握しているのか。	国としても統計は取っていないので、正確な数値はわからない。今回のアンケートでは、性的マイノリティ当事者の割合が 13.9%と比較的高い割合だったが、Web アンケートということで、関心のある当事者の方が積極的に回答いただいたのかと考えている。

5 報告事項

(1)コロナ禍における人権啓発活動及び職員人権研修について

【主な意見】

- コロナ禍の家庭の状況について、委員から報告があった。

【質疑応答】

No.	質問	回答
1	人権啓発活動はこれまでオンラインで実施していなかったのか。	オンラインで事業を実施する環境が整わずにいたが、令和3年には実施できるようになる見込みである。